

東京都の廃棄物行政から見た 廃棄物処理法の課題

東京都環境局資源循環推進部長

谷上 裕

都における廃棄物処理法の施行状況

• 一般廃棄物・産業廃棄物の処理の状況

2013年度実績

単位：万ト



• 廃棄物処理施設設置数・産業廃棄物処理業数 (2014年度末)

- 一般廃棄物処理施設 187施設、産業廃棄物処理施設 310施設
- 産業廃棄物収集運搬業 15,006、処分業 355

• 立入調査・行政処分 (2014年度)

- 立入検査 排出事業者 2,356件、処理業者 570件
- 行政処分 事業停止 1件、許可取消し 22件

東京都資源循環・廃棄物処理計画

2016年3月策定

〈基本的考え方〉

- **持続可能な資源利用への転換**
 - 地球規模の環境負荷等の低減のために
先進国の大都市としての責任を果たす —
- **良好な都市環境の次世代への継承**
 - 最適化された資源循環・廃棄物処理を目指す —
- **多様な主体との連携**

〈主要な施策〉

- **資源ロスの削減**（食品ロスの削減等）
- **エコマテリアルの利用等**（持続可能な木材利用、再生資材等の利用促進）
- **廃棄物の循環的利用の更なる促進**（事業系廃棄物のリサイクルルール）
- **健全で信頼される静脈ビジネスの発展**（第三者評価制度の普及促進） **等**

望まれる方向性

・ 新たな3 R ビジネスの創出

伊勢志摩サミットの首脳宣言に盛り込まれたように、循環経済への移行が大きな政策課題

⇒ 新たな3 R ビジネスの創出を促す規制改革が不可欠（規制に関わるビジネスリスクの縮小）

・ 「再生」に対応した見直し

「再生」が処理の主流となりつつあることに対応して、廃棄物処理法の規制を適切に修正していくことが必要

- 再生後物による環境汚染リスクの管理
- 「再生」の判定基準（実際に再生されたのかどうかが不明瞭、したがって、排出事業者処理責任の範囲、市町村処理責任の範囲が不明瞭な場合がある。）

・ 廃棄物処理の効率化・適正化

- 廃棄物の適正処理を徹底し、効率化を促す規制の見直しが必要
- 優良事業者の育成につながる法整備が必要

廃棄物処理制度の課題(1)

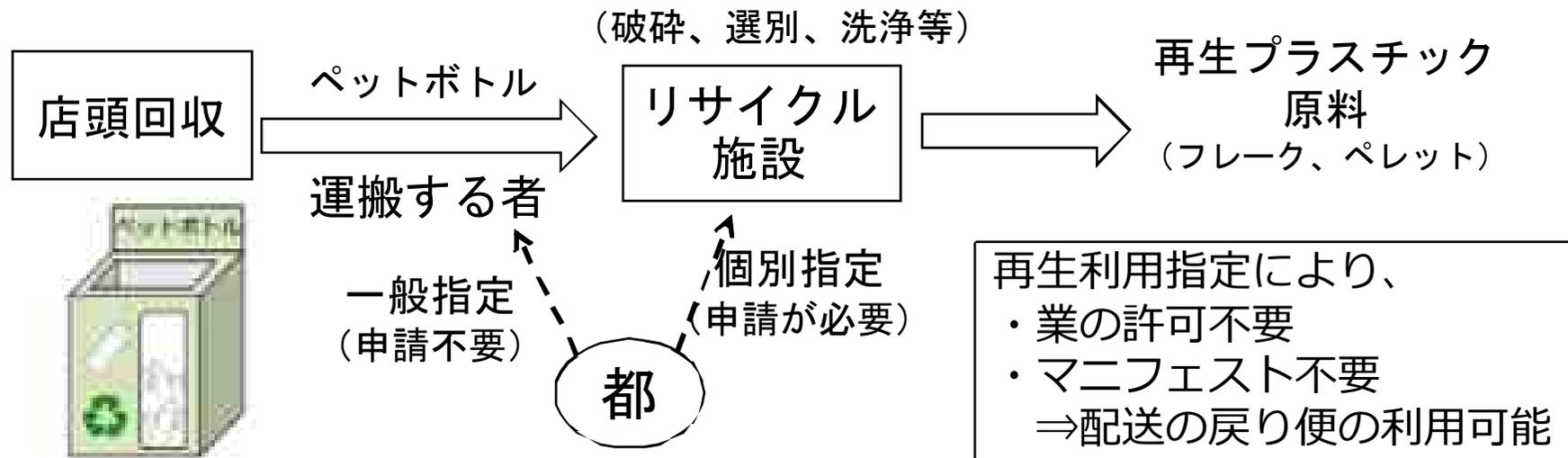
- 規制の対象範囲の拡大を図るべき分野
 - ①環境汚染を生じるリスクがあり、②廃棄物処理法の規制対象とすることが適合的・効率的・有効である場合には、規制対象としていくことができないか（トレーサビリティの確保の必要性）
- ＜不用品回収業者の問題に関わる課題＞
 - 広域移動する一般廃棄物であり、各市町村の区域内での対応に限界
 - 廃棄物か否かの判断が微妙で、収集運搬業者やスクラップヤードでの保管等に関する指導に苦慮
 - ⇒ヤードから海外へ雑品スクラップとして輸出（バーゼル法違反の疑い）
 - 遺品整理、ハウスクリーニング等に伴う一般廃棄物について、市町村の回収の受け皿が欠如（隙間産業としてのニーズがある。）
- その際、規制が必要な行為をできる限り特定して、適切な範囲内で対象範囲の拡大を行う必要（バーゼル法の範囲等）

廃棄物処理制度の課題(2)

- 特例措置の実効性の向上
 - 都道府県知事の再生利用指定は1都道府県域内に限定されるため、広域認定をより弾力的な手続きとすることはできないか（一般指定的な考え方を部分的に導入するなど。次ページ参照）
- 事業者による循環資源の引取り等*に関する規制緩和ができないか * 循環型社会形成推進基本法第11条第3項
 - 店頭回収、宅配時の引取り等に係る法的取扱いの明確化
- テナントビル等における「排出事業者」
 - テナントビル等では、ビルオーナーや管理会社が廃棄物の分別や保管に関する管理権限を有し、各テナントに排出事業者責任を求めることは困難

店頭回収ペットボトルに係る再生利用指定

- 都は、規制改革会議における検討を踏まえ、店頭回収されたペットボトルの収集運搬及び処分に関して、2015年3月から再生利用指定制度を適用

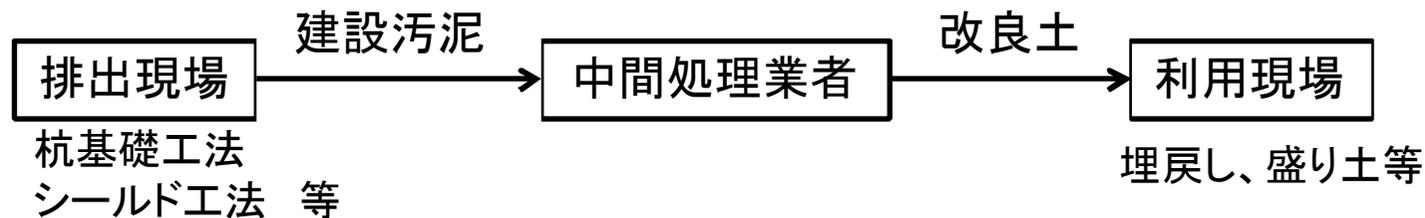


- 再生利用指定制度で対応できるのは1都道府県の域内で回収～再生利用まで行われる場合のみ
- 本来は、戻り便等の活用が容易な、広域的特例措置が必要

廃棄物処理法の課題(3)

- 卒業判定の基準が必要ではないか
 - 環境汚染のリスクが十分に小さく、製品等の有用性が確保されていても、有償売却できないために「廃棄物」となる場合がある。適正な循環利用が阻害されないよう、卒業判定の基準

<建設汚泥改良土の場合>



<問題点>

- 有償売却（偽装？）すれば、廃棄物を卒業？
- 土壌環境基準をクリアし、土木資材としての品質が確保されていても、有償で売れない限りは「廃棄物」のまま？
- 汚染されていなくても、水分を含み泥状であれば「汚泥」

廃棄物処理法の課題(4)

- 都道府県独自の優良産廃業者制度の扱い
 - 都では独自に「第三者評価制度」を構築・運用しており、国制度の同様に優遇措置の拡充が必要

※都の第三者評価制度

- 都が指定する第三者機関が任意の申請に基づき優良な処理業者を評価
- 2016年度当初の認定業者数 249
- 認定期間は新規は2年、更新後は3年

(優遇措置の例)

- 都道府県独自の優良産廃業者認定制度において、都道府県独自に優遇措置を設けることができる制度
- マニフェスト制度の弾力化
(計量システム・GPS等によりトレーサビリティを確保している優良認定業者に収集運搬を委託する場合には、マニフェストの交付を不要とする等)

廃棄物処理法の課題(5)

(その他の課題)

- 地球温暖化対策
- 排出事業者責任の強化
- 欠格要件の見直し